

(仮称) 連絡道路の整備事業に関する基本協定書

川崎市（以下「甲」という。）、東京都（以下「乙」という。）及び国土交通省航空局（以下「丙」という。）は、(仮称) 連絡道路の整備事業（以下「事業」という。）に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(相互の協力)

第1条 甲、乙及び丙は、相互に協力し事業の早期完成に努めるものとする。

(公正性と透明性の確保)

第2条 甲、乙及び丙は、本協定による事業が公共工事であることを考慮し、公正性と透明性の確保に努め、適切な事業の執行に努めるものとする。

(対象範囲)

第3条 本協定の対象範囲は、別紙1「対象範囲図」のとおりとする。

(事業箇所)

第4条 本協定の事業箇所は、別紙2「模式図」に基づき、次のとおりとする。

- (1) 神奈川側取付部
- (2) 橋梁部
- (3) 共用橋脚部
- (4) 東京側取付部

(事業の施行者及び工事の施工者)

第5条 事業の施行者及び工事の施工者は、別紙2「区分表」のとおりとする。なお、別紙2「区分表」に示す共用橋脚部の工事の施工者については、甲乙丙協議の上、別途定めるものとする。

(施工費用負担及び施工負担割合)

第6条 事業に要する費用負担及び負担割合は、別紙2「区分表」のとおりとする。なお、共用橋脚部の負担割合については、甲乙丙協議の上、別途定めるものとする。

(財産の帰属)

第7条 財産の帰属は、別紙2「区分表」のとおりとする。なお、共用橋脚部については、甲乙丙協議の上、別途定めるものとする。

(管理者)

第8条 本協定における管理は、日常管理のほか、維持及び修繕並びに橋梁部においては改築（橋梁の架替も含む）のことをいい、事業後の管理者は、別紙2「区分表」のとおりとする。なお、共用橋脚部については、甲乙丙協議の上、別途定めるものとする。

(施行協定)

第9条 橋梁部における事業の施行に当たっては、甲乙協議の上、別途協定を定めるものとし、共用橋脚部における事業の施行に当たっては、甲乙丙協議の上、別途協定を定めるものとする。

(先行協定)

第10条 甲及び乙は、橋梁部及び共用橋脚部における事業の円滑な施行を図るため、前条の規定に基づく施行協定の締結に先立って、事業のための設計、調査その他検討業務を施行できるものとし、その施行に当たっては、甲乙協議の上、別途協定を定めるものとする。

(管理協定)

第11条 橋梁部及び共用橋脚部における事業後の管理に当たっては、甲乙丙協議の上、別途協定を定めるものとする。

(行政上の手続等)

第12条 事業の施行に必要な行政上の手続等は、甲、乙及び丙が別紙2「区分表」の役割分担に応じて実施するものとする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月30日

甲 川 崎 市
川 崎 市 長 福 田 紀 彦

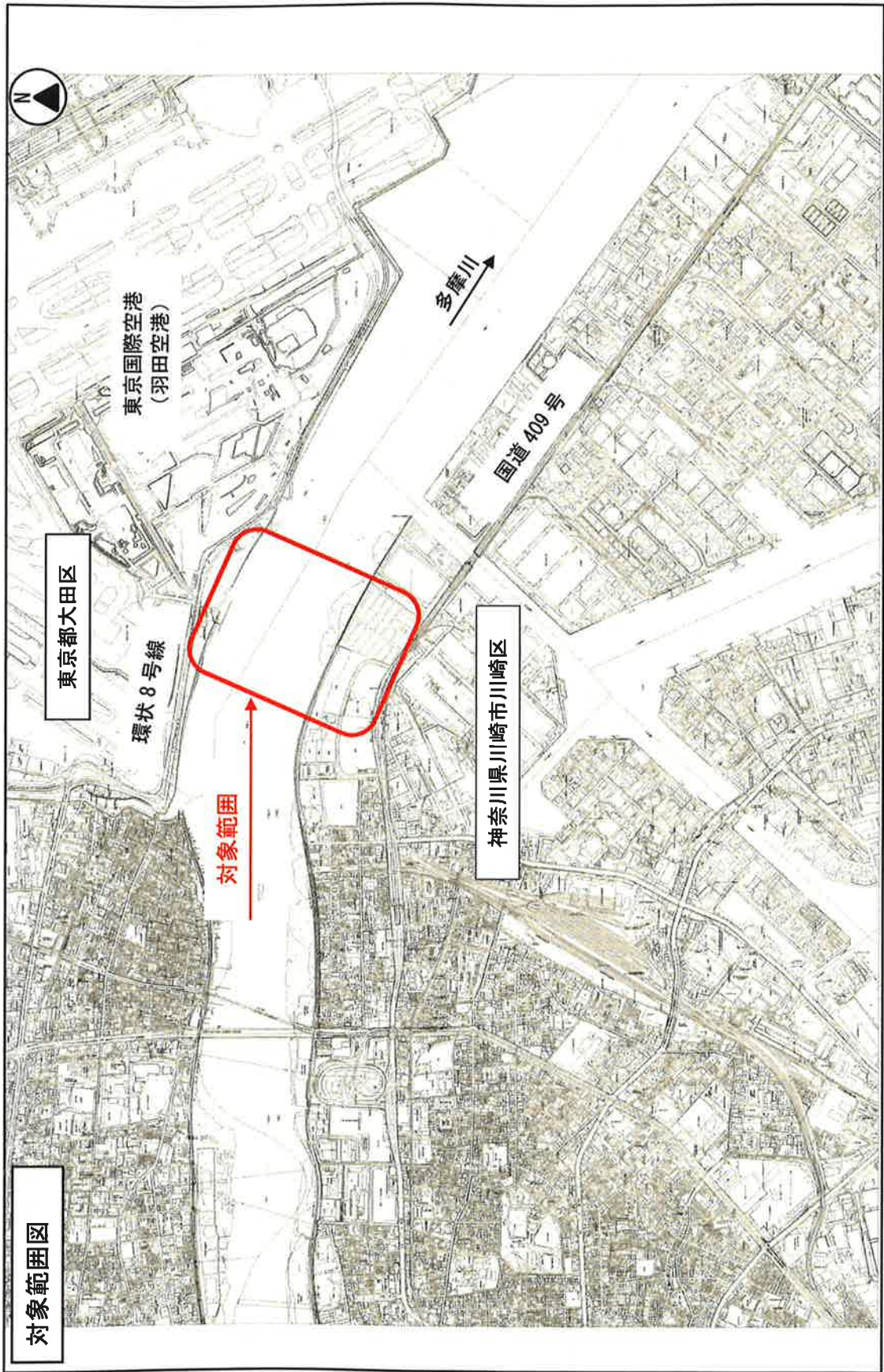


乙 東 京 都
東 京 都 知 事 舛 添 要

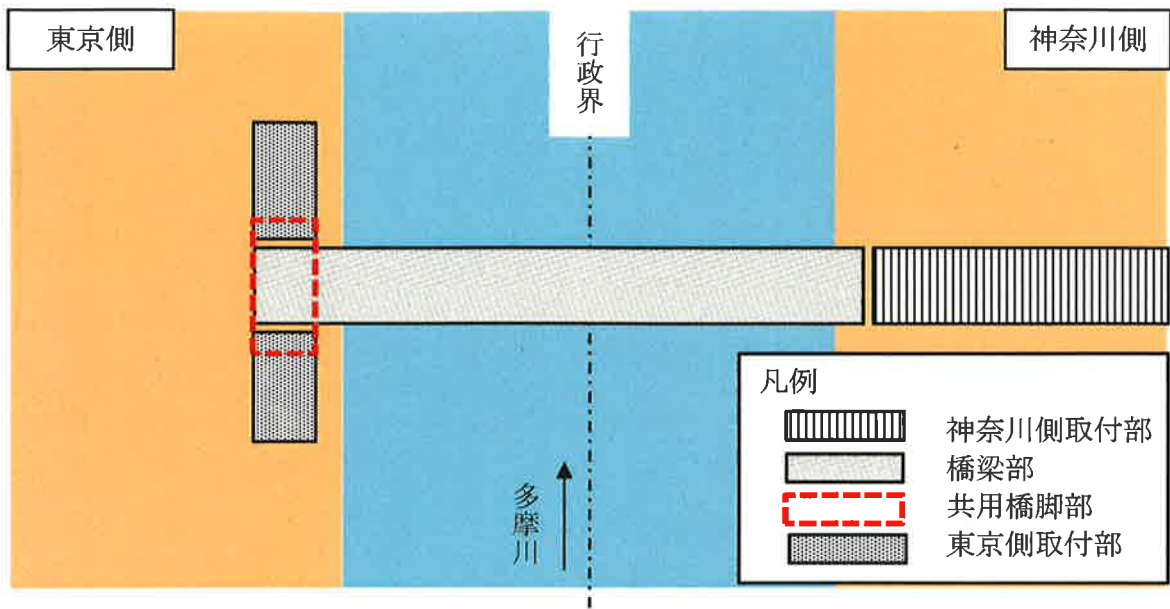


丙 国土交通省航空局
航 空 局 長 佐 藤 善 信





対象範囲図



模式図 (事業箇所)

区分表

(事業の施行者、工事の施工者、施工費用負担、施工負担割合、財産の帰属及び管理者)

事業箇所	事業の 施行者	工事の 施工者	施工 費用負担	施工 負担割合	財産の帰属	管理者
神奈川側 取付部	川崎市	川崎市	川崎市	—	川崎市	川崎市
橋梁部	川崎市 東京都	川崎市	川崎市 東京都	折半	川崎市 東京都	川崎市 東京都 (日常管理：川崎市)
共用 橋脚部	川崎市 東京都 航空局	別途協議	川崎市 東京都 航空局	別途協議	別途協議	別途協議
東京側 取付部	航空局	航空局	航空局	—	航空局	航空局